

〇リーフレット（医療機関向け）  
表

電子処方箋で紡ぐ、これからの医療

処方箋の新章、開幕

厚生労働省

裏

医療機関用

電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したものです。訪れた医療機関・薬局が電子処方箋を発行できる医療機関、調剤できる薬局だと、患者さんにとって「どのようなメリットがあるのか」「いつもの診察と何か違うところがあるのか」をお伝えします。

**患者さんにとって安心です**  
お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。（オンライン服薬指導を受ける際は、マイナを在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。）

**診察の受け方**

- ①患者さんは、マイナ保険証や有効期限内の健康保険証/資格確認書で医療機関を受診します。  
電子処方箋を希望することを伝えます。  
※電子処方箋を受けたい場合は、調剤受付カウンターで調剤するから、処方箋をください。  
※電子処方箋は有効期限内の健康保険証/資格確認書が必要です。  
※医師、歯科医師、薬剤師が、マイナを在宅受付ウェブで受けたい場合は、最近の処方箋を伝えます。
- ②患者さんは、通常どおり診察を受けます。
- ③医師・歯科医師が、処方箋を電子で発行します。
- ④患者さんは、通常どおり会計をします。  
電子処方箋の場合は、処方箋ではなく、処方内容（控え）を受け取ります。  
電子処方箋に対応した薬局へ行きます。

※処方箋（控え）とは、電子処方箋が発行された患者さんが、処方された内容に基づき調剤を受けること。医師が処方した内容に基づき調剤しているものと、処方箋が電子化された処方箋の両方を指す場合があります。処方箋が電子化された処方箋は、処方箋の引換番号（控え）を薬局に伝える必要があります。  
※オンライン服薬指導を受ける際は、マイナを在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に処方箋の引換番号（控え）をお伝えください。

**よくある誤解** 電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤受付カードリーダーで「電子処方箋」と読み、または有効期限内の健康保険証/資格確認書と引換番号（控え）を読み取った後になります。
- 診察後、「引換番号」（健康保険番号）などを、薬局に、電話、FAX、アプリなど任意の方法で伝えると、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始でき、薬局での待ち時間短縮につながります。

※ 転送や利用可能等を行わないでください。

〇リーフレット（薬局向け）  
表

電子処方箋で紡ぐ、これからの医療

処方箋の新章、開幕

厚生労働省

裏

薬局用

電子処方箋とは、紙の処方箋を電子化したものです。訪れた医療機関・薬局が電子処方箋を発行できる医療機関、調剤できる薬局だと、患者さんにとって「どのようなメリットがあるのか」「いつもの診察と何か違うところがあるのか」をお伝えします。

**患者さんにとって安心です**  
お薬に関する色々な事がカンタン・ラクラクに

- 患者さんが提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師は、患者さんが、最近服用した薬をデータで正確に確認できるようになります。
- 患者さんが今服用している薬と飲み合わせの悪い薬や、同じ効能・効果の薬の飲み過ぎを防ぎやすくなります。
- 処方箋が電子化されるので、処方箋をなくす心配がありません。
- 処方箋が電子化されるので、オンライン服薬指導も受けやすくなります。（オンライン服薬指導を受ける際は、マイナを在宅受付ウェブを活用いただくか、薬局に電子処方箋の「引換番号」をお伝えください。）

**調剤の受け方**

- ①患者さんは、マイナ受付で、薬局で調剤を受ける処方箋として「電子処方箋」を選択するか、有効期限内の健康保険証/資格確認書と引換番号を薬局の窓口に出します。
- ②薬局が、患者さんの電子処方箋を電子処方箋管理サービスから取り出します。
- ③患者さんは、通常どおり、薬剤師から服薬指導を受けます。
- ④患者さんは、通常どおり会計をし、薬を受け取ります。

**よくある誤解** 電子処方箋は、薬局に自動で送られません。

- 薬局で薬剤師が調剤を開始するのは、患者さんが薬局で調剤受付カードリーダーで「電子処方箋」と読み、または有効期限内の健康保険証/資格確認書と引換番号（控え）を読み取った後になります。
- 診察後、「引換番号」（健康保険番号）などを、薬局に、電話、FAX、アプリなど任意の方法で伝えると、患者さんが薬局に行く前に薬剤師が調剤を開始でき、薬局での待ち時間短縮につながります。

※ 転送や利用可能等を行わないでください。

○リーフレット設置の目印となるポップ



○動画 ※デジタルサイネージ有

